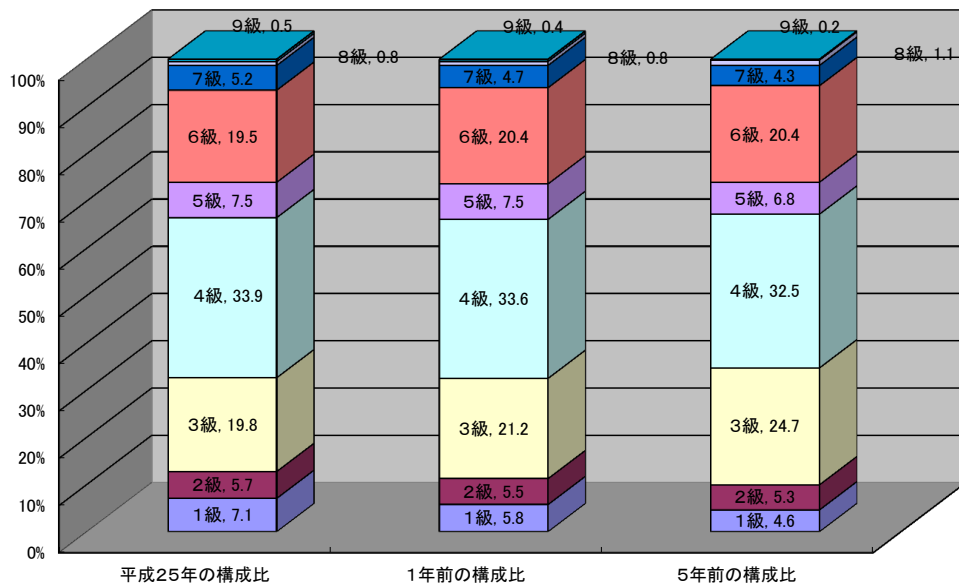


3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	327人	7.1%	135,600円	243,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	263人	5.7%	185,800円	307,800円
3級	(1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務	917人	19.8%	222,900円	354,700円
4級	(1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	1,566人	33.9%	261,900円	388,300円
5級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	345人	7.5%	289,200円	400,600円
6級	(1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	901人	19.5%	320,600円	422,600円
7級	(1)本庁の局長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	242人	5.2%	366,200円	456,200円
8級	本庁の困難な業務を処理する局長の職務及びこれに相当する職務	38人	0.8%	413,000円	478,200円
9級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	22人	0.5%	464,600円	537,700円

- (注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評価の実施状況
熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日(毎年1月1日)前1年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
昇給区分については、5段階(A～E)に設定。評価結果に基づき、C区分を標準に昇給区分を決定。なお、A・B区分については、新たな評価制度を構築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応。
平成25年1月1日の昇給においては、知事部局職員4,388名のうち、上位区分(A・B区分)に決定されている者が727名(16.6%)、標準区分(C区分)に決定されている者が2,991名(68.2%)、下位区分(D・E区分)に決定されている者が177名(4.0%)であった。